

望ましい営農型太陽光発電 と大手企業の取り組み

一般社団法人日本PVプランナー協会

専務理事 馬上丈司

望ましい営農型太陽光発電に関する検討会の議論の経過

- 農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課を事務局として設置。
- 2025年5月に第1回の望ましい営農型太陽光発電に関する検討会が開催され、その後7月までに4回を開催。
- 2025年12月の政府による「メガソーラー対策パッケージ」の策定を受けて検討会が再開され、2026年1月に第5回、4月に最終回となる第6回が開催された。
- 農林水産省からの取りまとめ案として「農山漁村再生可能エネルギー法」を用いた新制度が提示され、7月に省令改正を予定。

● 大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ （令和7年12月23日：大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議決定） 抜粋

再生可能エネルギーについて、2012年のFIT制度開始以降、特に太陽光発電の導入が急速に拡大した一方で、自然環境、安全、景観などの面から地域において様々な懸念が生じる事例がみられている。再生可能エネルギーの導入にあたっては、地域との共生や環境への配慮が大前提である。地域との共生が図られた望ましい事業は促進する一方で、不適切な事業に対しては厳格に対応する必要がある。

政府として、「不適切事案に対する法的規制の強化」「地域の取組との連携強化」「地域共生型への支援の重点化」という3つの柱からなる「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」を策定し、関係省庁連携の下、速やかに施策の実行を進める。

3. 地域共生型への支援の重点化

○望ましい営農型太陽光の明確化・不適切な取組への厳格な対応【農林水産省】

・営農型太陽光発電については、農業との両立が図られる望ましい取組を明確化するとともに、地方公共団体等の関与の下、地域活性化に資する形で推進する。あわせて、農業との両立が図られない等の不適切な取組に対しては厳格に対応する。

望ましい営農型太陽光発電の考え方（案）

- 国が営農型太陽光発電のあるべき姿を明確化し、地方公共団体等がそれに沿って適否を判断できるようにすることで、営農型太陽光発電の適正化を図る。

望ましい営農型太陽光発電の考え方（案）

営農型太陽光発電の基本理念

- 適切な営農の継続を大前提として、特例的に農地一時転用を認めるものであること
(規定の収量減少のおそれがなく、発電設備は簡易な構造で容易に撤去できるものであること)
- 将来にわたって、農地の食料生産基盤としての機能が維持され、食料安全保障の確保に資する取組であること
- 農業者の所得向上や経営発展に資する取組であること
- 地域と共生し、地域活性化に資する取組であること

基本理念実現のために求められる営農型太陽光発電の形状・形態

- ① 営農に関すること
 - ・(営農者)地域計画に位置づけられた者であること
 - ・(営農者)栽培する品目について50万円以上の生産・販売実績等を有している者であること
 - ・(品目)地域で栽培され、販売ルートが確立している品目であること
(米・麦・大豆は一定の遮光環境下でも適切な栽培管理を前提に規定の単収を確保することが可能)
 - ・(品目)原則毎年収穫可能な品目であること 等
- ② 発電設備に関すること
 - ・遮光率が30%未満であること
 - ・機械作業に支障がないものであること（最低地上高3 m以上、支柱間隔4 m以上） 等
- ③ 地域との共生に関すること
 - ・地域の農業者や周辺住民をはじめとした地域の合意が得られていること
 - ・発電事業者から営農者等に対し適正な利益還元を行うこと
 - ・土地改良事業の施行や農業経営の規模拡大等の施策の妨げになるおそれがないこと
 - ・撤去費用の確保が確実であること 等

制度見直しの検討方向（案）

- 望ましい営農型太陽光発電の考え方を「農山漁村再生可能エネルギー法」に基づく基本方針に明記し、国としての考え方を明確化
- ▼
- 地方公共団体等が、国の基本方針に沿って望ましい営農型太陽光発電の適否を判断できるように関連制度を見直し



営農型太陽光発電の適正化

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本方針（告示）改定案概要

1 営農型太陽光発電の基本理念

営農型太陽光発電は、適切な営農の継続を大前提として、農地に簡易な構造で、かつ、容易に撤去できる支柱を立てて、特例的に農地を一時転用し、上部空間に太陽光発電設備を設置するものである。また、下部の農地において栽培する農作物の単位当たりの収穫量（単収）が、同一市町村区域内の同じ年産の平均的な単収と比較して、概ね2割以上減少するおそれがないものとする必要がある。加えて、次に掲げる取組とする必要がある。

- ・将来にわたって、農地の食料生産基盤としての機能が維持され、食料安全保障の確保に資する取組であること。
- ・農業者の所得向上や経営発展に資する取組であること。
- ・地域と共生し、地域活性化に資する取組であること。

2 基本理念実現のために求められる営農型太陽光発電の形状・形態

(1) 営農に関すること

- a 営農者・地域計画において10年後の農業を担う者として位置づけられていること。
- ・栽培に必要な労働力が確実に確保されていること。
 - ・栽培品目について、50万円以上の生産・販売実績等を有しているなど、業としての農業の持続性が確保されていること。
- b 品目
- ・栽培する農作物が、地域で一般的に栽培され、一般的な販売ルートが確立している品目であること。また、「一般的な販売ルート」には、一般的に市場価値が認められないものを発電事業者等が買い取る場合は含まれないことに留意すること。なお、これまでの実証研究等によると、米、麦、大豆は、(2)に掲げる遮光環境下であっても、適切な栽培管理を前提に、1に掲げる単収を確保することが可能である。
 - ・原則毎年収穫可能な品目であること。作物の性質上やむを得ない場合であっても、3年以内に計画収量を確保できる品目であること。

(2) 発電設備に関すること

- ・設備の遮光率が30%未満であること。ただし、遮光率での判定が困難な設備は、作物の生育期間を通じてほ場の全ての地点で日射量の減少が20%未満であること。
- ・ほ場からの最低地上高が概ね3メートル以上、かつ、農業機械の進行方向に対して支柱の間隔が概ね4メートル以上確保されていること。（定義等をより詳細に記載予定）

(3) 地域との共生に関すること

- ・地域における協議会等及び地域計画の協議の場において合意が得られていること。
- ・発電事業者から営農者等に対し、適正な利益還元が行われること。（減収額等以上の水準で発電事業者、営農者間での協議・合意が必要な旨をガイドラインに記載）
- ・保険加入等、設備の損壊等による第三者への損害に対する補償が確実であること。
- ・虫食い状の設置など、土地改良事業の施行や農業経営の規模拡大等の施策の妨げになるおそれがあるものでないこと。
- ・撤去費用の確保が確実であること。

3 基本計画の作成に関する留意事項

市町村は、営農型太陽光発電設備を基本計画に含め、同設備の設備整備計画を認定しようとする場合は、1、2の考え方に従うものとする。

なお、公的機関による複数年の試験栽培結果等の科学的根拠の提示により基本理念の着実な実現が確保される場合には、国及び都道府県の助言に基づき、2について市町村が農業・農村の振興の方針や経営形態の特色・多様性に応じて特例的な対応を定めることができる。また、都道府県の機関と試験的栽培を行う場合も、同様に特例を設けることができる。

4 設備整備区域

位置等からみて、営農型太陽光発電設備の周辺の農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められる区域であること。特に農用地区域内農地においては、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないよう、以下の事項に留意すること。

- a 農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
- b 農業振興地域整備計画に位置付けられた土地改良事業等の施行や農業経営の規模の拡大等の施策の妨げとなるおそれがないこと。

また、営農型太陽光発電は単収及び作業効率の低下を招くおそれや、将来的な土地改良事業の施行や農業経営規模拡大に影響を及ぼすおそれがあることなどを踏まえ、良好な営農条件を備えた農地を確保する観点等から営農型太陽光発電の設置が適当でないとし市町村が判断した農用地区域内農地を設備整備区域に含めることはできない。

5 設備整備計画の認定に関する留意事項

市町村は、申請に係る農地の一時転用期間が10年以内かつ適切であるか、栽培実績書及び収支報告書が毎年度確実かつ適切に提出されるか等を確認した上で認定の是非を判断する。なお、設備整備計画の認定に際し、必要に応じて国及び都道府県の助言等を受けることができる。

6 協議会の運営に関する留意事項

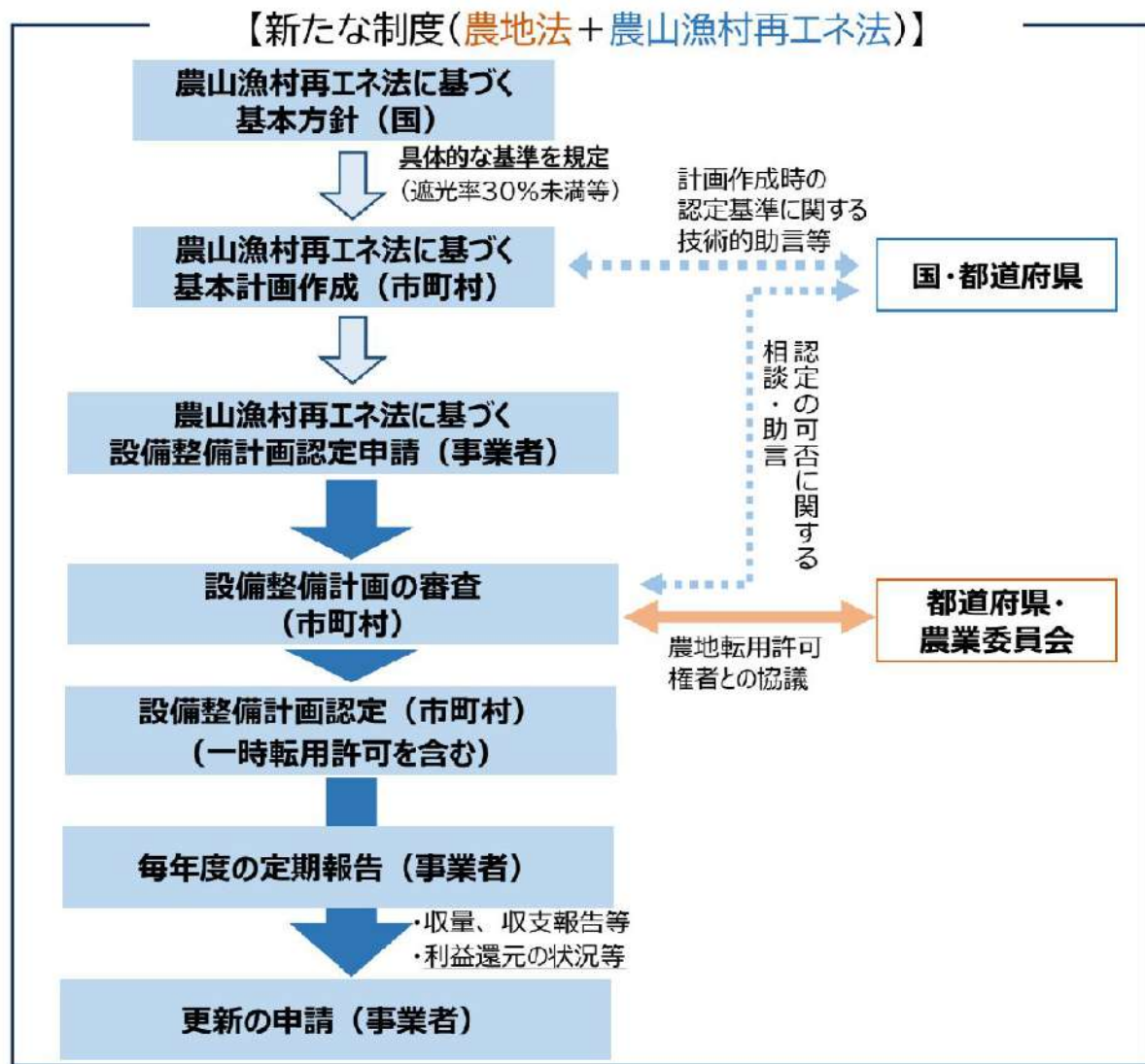
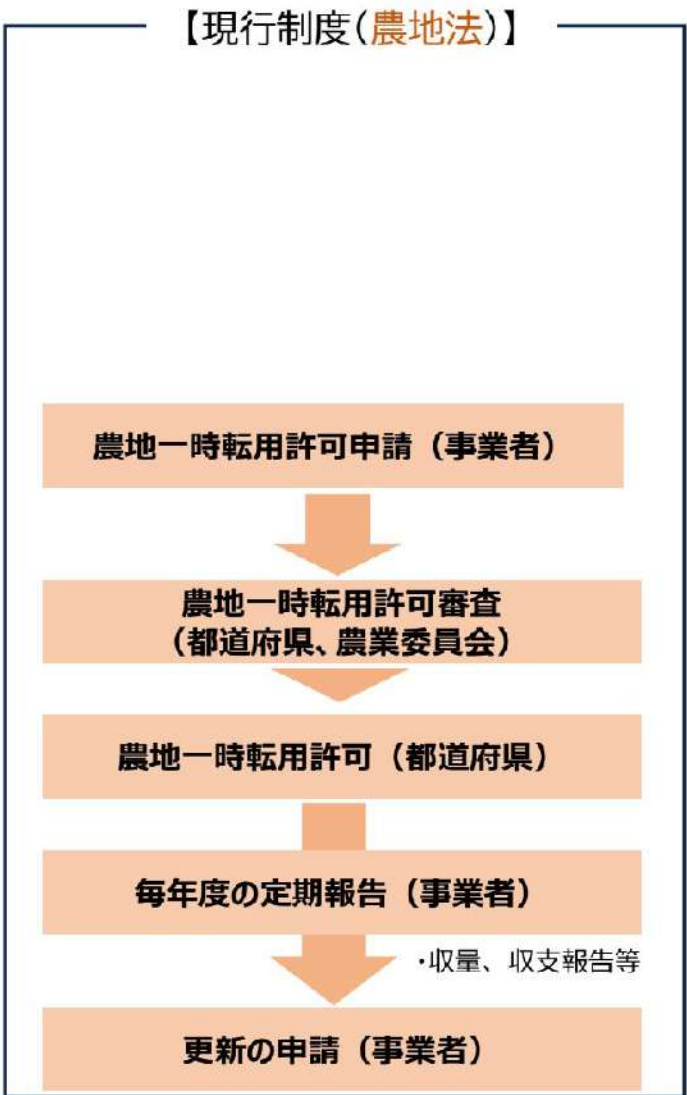
発電される電気の需要家が特定されている場合、当該需要家を構成員とすることについて特に留意するものとする。

7 国による施策の総合的な推進

技術的知見が求められる営農型太陽光発電に関する取組が行われる場合は、**3**国は、相談窓口を通じたきめ細やかな情報提供や助言等に努めるものとする。

新たな制度の手続きフローについて（案）

○ 望ましい営農型太陽光発電に適合することについて、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく認定を受けることを一時転用許可の条件として位置づけることで、農地法単独では考慮することが難しい地域共生等の観点を営農型太陽光発電の制度として組み込み、適切な導入を図る。



関係規定の改正について（案）

- 農地法に基づく取扱いから、農地法及び農山漁村再生可能エネルギー法に基づく取扱いとするため、関係規定を改正。

項目	現行規定の内容	規定改正の方向性
望ましい営農型太陽光発電の考え方	(規定なし)	農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本方針（告示）に規定（詳細はP3）
農地転用不許可の基準	単収がおおむね二割以上減少するおそれがある場合等は不許可 （農地法施行規則）	農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画の認定の見込みがない場合は不許可 （農地法施行規則） ※現行の単収要件等は農山漁村再生可能エネルギー法基本方針に規定
農振農用地における取扱い（設備整備区域）	営農型太陽光は一時転用として扱われており、一時転用は農振農用地を含め転用可 （農地法施行令、同施行規則）	望ましい営農型太陽光発電に限り、農振農用地を含め設備整備区域を設定できるよう規定（農地法上は一時転用） （農山漁村再生可能エネルギー法施行規則）
設備整備計画の内容、添付書類、報告様式等	農地法施行規則 に規定	利益還元の取組や販売先等について新たに記載するよう、 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画の認定に関する省令 に規定

既存事業者への対応の厳格化について(案)

法の不遡及の原則等を踏まえ、既存事業者については、現在の基準を適用させることが基本となるが、最大限、厳格に対応する。

1. 新たな基準への適合促進

現在の基準（農地法省令）

- ① 下部農地での営農の適切な継続が確実か
 - ▶ 生産された農作物の品質が著しく劣化しないか
 - ▶ 平均的な単収より2割以上減収しないか
- ② 毎年の栽培実績及び収支報告が適切に行われるか
- ③ 農作物の生育に適した日照量が保たれるか
- ④ 効率的な農業機械等の利用が可能な高さ（最低地上高2m以上）であるか

等

新たな基準（案）（農山漁村再エネ法基本方針）

再許可時の許可基準に追加

- ア 栽培に必要な労働力が確実に確保されていること
- イ 栽培品目について、50万円以上の生産・販売実績等を有しているなど、業としての農業の持続性が確保されていること
- ウ 栽培農作物が、地域で一般的に栽培され、市場価値があり、一般的な販売ルートが確立していること
- エ 原則毎年収穫可能な品目であること。やむを得ない場合でも3年以内に計画収量を確保できること

「望ましい取組」として明確化

- オ 営農者が地域計画において、10年後の農業を担う者として位置づけられていること
- カ 発電設備の遮光率が30%未満（遮光率での判定が困難な設備は日射量の減少が20%未満）
- キ ほ場からの最低地上高が概ね3m以上、かつ、支柱の間隔が概ね4m以上確保されていること
- ク 発電事業者から営農者等に対し、適正な利益還元が行われること

等

2. 国主導の取締り強化等

- 都道府県と一体となって対応する国の審査/現地調査の対象の下部農地面積を4haから2haに引き下げ
- 勧告・命令の判断基準の明確化
例：実績報告書の未提出、是正の指導に従わない、2年以上継続して収量要件を大幅に下回っている、営農計画どおり収穫が行われない 等
- 国に報告された栽培実績データのほか、衛星データも活用し、不適切案件を捕捉し勧告・命令相当であることを自治体へ通知
- 勧告を受けてから所要の期間内に改善が見られない者による再許可申請は不許可とする運用方針の明確化
- 一時転用許可期間の短縮によるチェックの強化

等

既存事業者への対応の厳格化について(案)

- 国も、許可権者等（都道府県・市町村・農業委員会）と一体となって、不適切事案への取締りに関与。

実績報告書の提出 不適切事案の指導

国も監視に協力

- 年1回の書面による確認
- 【拡充】**
 - 都道府県と一体的に対応する**国の審査・現地調査を拡大**
(対象を4ha→2haに引下げ、国も同行)
- 【新設】**
 - **作物の生育期間中に現地調査することをルール化**
- 【新設】**
 - **栽培実績や衛星データ等から国も不適切案件を捕捉**

勧告（FITも一時停止） 命令

国が取締の後ろ盾に

- 【新設】**
 - **勧告・命令の判断基準を国で明確化**
(既設事業者含め確実な営農を促進)
- 【新設】**
 - **国が捕捉した勧告・命令相当の事案を許可権者等（都道府県・市町村・農業委員会）へ通知**

許可取消・撤去（FITも取消） 再許可

国が取締の後ろ盾に

- 【新設】**
 - **勧告後に改善がない場合は再許可しないとの判断基準を国で明確化**
- 【新設】**
 - **撤去費用のチェックの強化等のため、再許可の期間を短縮することを国で明確化**

【従来の対応】

- 年1回の書面による確認
- 現地調査
(4ha超は国も同行)

- 勧告・命令の明確な基準はなく、許可権者による個別判断。

- 指導・勧告が行われているものでも、書類上、改善が見られる計画で申請があった場合は再許可。

新たな制度設計（未確定）のポイント

- 国は営農型太陽光発電の基本理念を定め、「望ましい営農型太陽光発電に関する基本方針」を農山漁村再生可能エネルギー法の中に明記する。
- 市町村はその基本方針に従い、地域の農業事業に応じた独自の営農型太陽光発電に関する基準を「基本計画」として策定。
- 発電事業者は市町村の基本計画に適合した「設備整備計画」を申請して認定を受ける。その際に営農型太陽光発電の一時転用許可がセットで下りてくる。

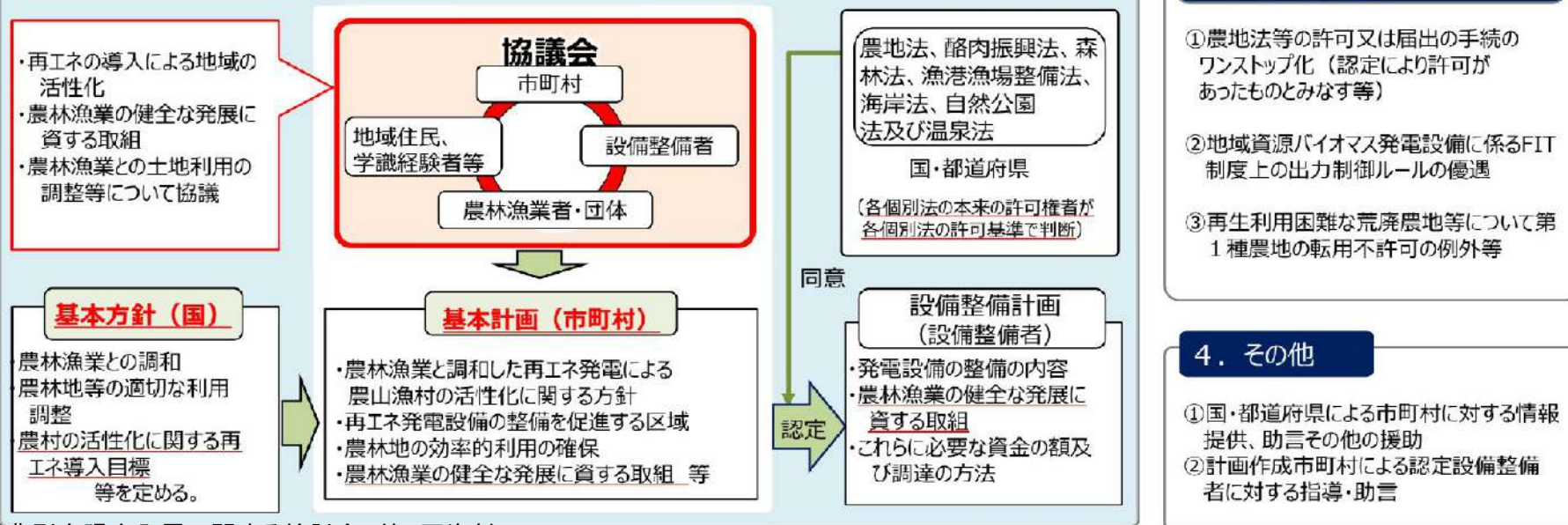
農山漁村再生可能エネルギー法の概要

- 平成25年11月、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（農山漁村再生可能エネルギー法）が成立。（平成26年5月1日施行）
- 本法律では、市町村が、関係者と協議を行いつつ、再生可能エネルギーの導入に関する計画を作成。
- 食料生産や国土保全等の農山漁村が保有する重要な機能の発揮に支障を来すことがないよう、農林地等の利用を適切に行うとともに、再エネ導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進する枠組みを構築。

1. 基本理念

- ① 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、地域の関係者の相互の密接な連携の下に、地域の活力向上及び持続的発展を図ることを旨として行われなければならない。
- ② 地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。

2. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再エネ発電の促進に関する計画制度



つまり何が変わるのか？

- とにもかくにも、営農型太陽光発電における不適切な事業者を排除したいというのが政府方針の大前提。
- 国の基本方針は報道などで周知の通り、地域計画への営農者の位置付け、遮光率30%未満、架台の高さ3m以上ほか、営農型太陽光発電の基準を大きく厳格化する方向。
- この基準を緩和していくものとして、市町村による基本計画での条件設定が重要。作物、設備設計、立地まで決まっていく。

※詳細な制度設計はこれから

今後のスケジュール

- 7月に農山漁村再生可能エネルギー法に関する省令改正が予定されている。(おそらく国会の会期終了後)
- その後に、農山漁村再生可能エネルギー法の設備整備計画認定を、一時転用許可の条件とする農地法施行規則の改正が必要になるため、追加の省令改正が行われる見込み。
- 制度全体の運用開始は最短で来年7月になるとも言われるが、ここについては今後の政策提言活動やパブリックコメントなどの動向もポイント。

大手事業者による 営農型太陽光発電の取り組み

農業と太陽光発電の共創へ

営農型太陽光発電が描く未来

農業とエネルギーの共生で、持続可能な地域社会へ



営農型太陽光発電

太陽光

太陽光パネル

作物 (稲、野菜)



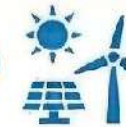
1. 地域農業振興と経営安定

- ・農家所得の向上
- ・耕作放棄地の活用
- ・多様な作物栽培
- ・新規就農者の確保



2. 農村地域の経済活性化

- ・地域エネルギーの地産地消
- ・新たな産業と雇用の創出
- ・自治体の税収増加
- ・地域の持続可能性向上



3. 環境保全・防災力強化

- ・脱炭素化 (CO₂削減) への貢献
- ・再生可能エネルギーの普及
- ・生物多様性の維持
- ・災害時の自立電源

近年の営農型太陽光発電参入企業の例

- 東急不動産
 - 森ビル
 - ENEOS
 - ヤンマーホールディングス
 - 中部電力
 - ワタミエナジー(ワタミグループ)
 - 西武アグリ(西武グループ)
 - クボタ
 - 出光興産
 - 清水建設
 - 良品計画
 - リコーリース
 - 日東工業
 - 静岡ガス
 - SBIエナジー(SBI HD)
 - JA三井リース
- 順不同

出光興産株式会社 小松島サイト

- 2026年2月竣工
- 2MW級の一軸追尾型の水田営農型太陽光発電設備。
- 稲の栽培期間中は日射量を最大化する「営農モード」で運用される。
- 農業機械の作業時は水平にすることで空間を確保。

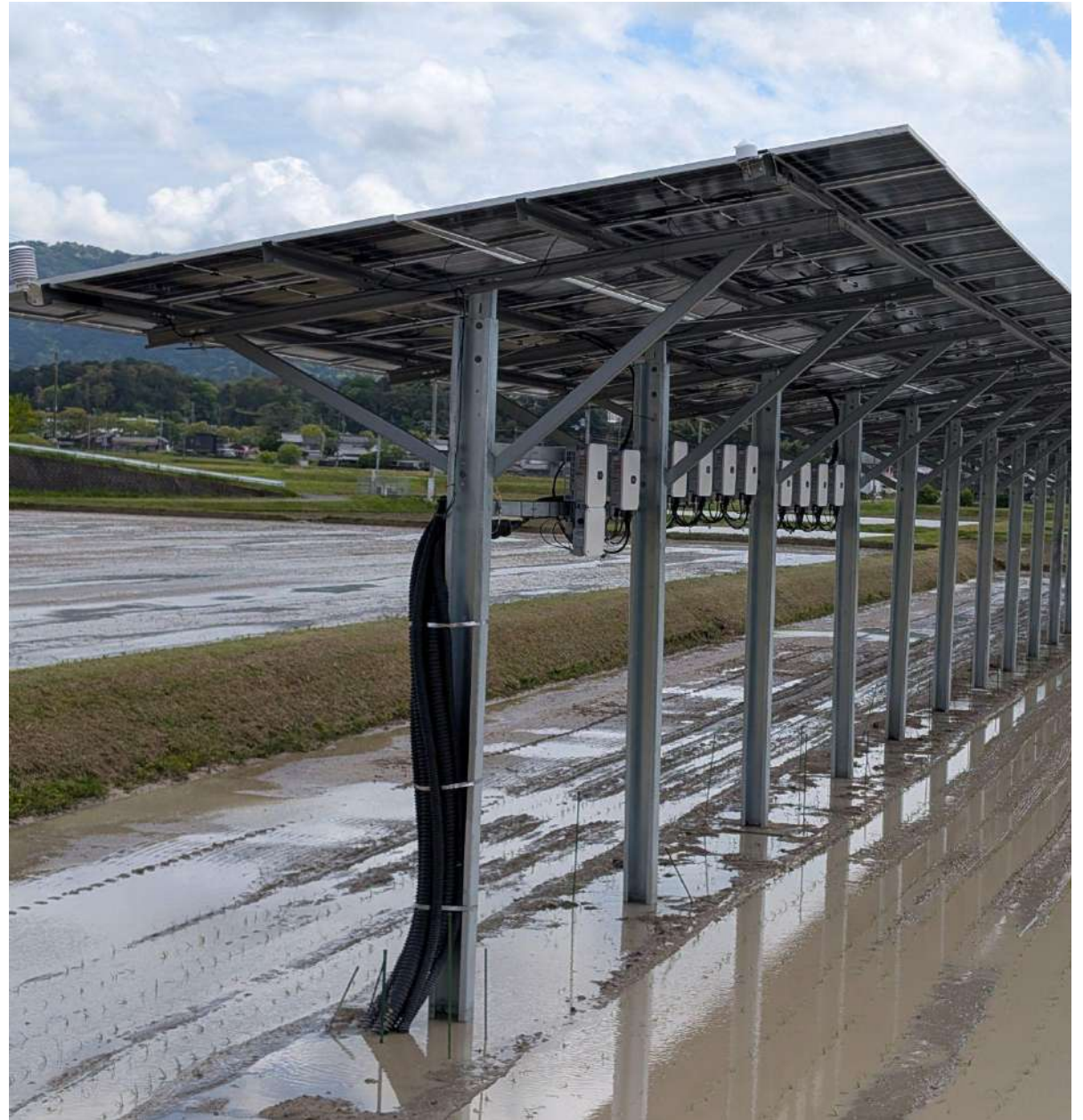




ヤンマーホールディングス株式会社栗東市サイト

- 2026年3月竣工
- 66.64kWdcの発電設備
- ヤンマーシンビオシス株式会社が管理する水田に設置された、一本足の営農型太陽光発電設備。
- 端に発電設備を集約することで大半の場所で日射量と収量確保を狙う。





ヤンマーホールディングスの取り組み

- 2025年6月に新プロジェクト「SAVE THE FARMS by YANMAR」を発表し、営農型太陽光発電について**2030年までに1,000haで350MW**の導入を目指す。
- その後、2026年4月の記者会見では2040年に向けた導入目標として**10,000ha規模**で営農型太陽光発電を設置していくと発表。
- 「未来の農地を守る」ために、環境再生型農業と営農型太陽光発電を組み合わせたプロジェクトとして推進。
- 昨秋には淡路島でパソナとの営農型太陽光発電を含む事業連携を発表するなど、企業連携も拡大している。

東北電力と 業務提携

2025年8月27日
東北電力株式会社
千葉エコ・エネルギー株式会社
Cyrinx 株式会社



営農型太陽光発電事業の展開に向けた業務提携について

東北電力株式会社（本店:宮城県仙台市、代表取締役社長 社長執行役員:石山 一弘、以下「東北電力」）、千葉エコ・エネルギー株式会社（本社:千葉県千葉市、代表取締役:馬上 丈司、以下「千葉エコ・エネルギー」）、および Cyrinx 株式会社（本社:東京都渋谷区、代表取締役:荒木 宏光、以下「Cyrinx」）は、営農型太陽光発電事業*（以下「本事業」）の展開に向けて、本日、業務提携契約を締結いたしました。

2030年エネルギーミックスの達成に向け、再生可能エネルギー（以下「再エネ」）の導入が進む中、特に地上設置型の太陽光発電について新たに設置できる場所が減少しており、適切に営農しながら農地上空を有効に活用して発電を行う営農型太陽光発電は、地域共生型の取り組みとして期待が高まっています。

出典: 東北電力株式会社 https://www.tohoku-epco.co.jp/news/normal/1247515_2558.html



プラチナ再生可能エネルギー産業イニシアティブ
2050エネルギービジョン



一般社団法人プラチナ構想ネットワーク
2026年2月18日

JPPAウェビナー2026

前提

2050年の総エネルギー需要は2,000TWhと想定し、その80%(1,600TWh)以上を国内の再生可能エネルギーで供給する。(数値は今後の検討に応じて随時見直す)

アプローチ

2050年のビジョンを定義し、バックカスティングアプローチで必要な行動を導き出す。
2050年の到達点だけでなく、それに至る過程も検討する

技術

現実的な予測や達成可能な技術進歩をもとにビジョンを構築する。
(核融合など不確実性の高い技術は検討対象としない)
2050年時点での化石燃料技術の残存可能性についても考慮する。

法体系整備

省庁の縦割りを超え、国内市場の成長を支える法体系を提案する。

実装戦略

技術、法制度、社会システム、ビジネス・出資モデルを含めた統合的な社会実装を目指す。

- 国民の投資を国内再エネとエネルギー自給に向ける
- 第一次産業事業者や地域エネルギー企業への資金流入を促す
- 初期費用を抑えるため、高効率エネルギーシステムの法人所有と共同利用を支援する

需要

産業

業務

家庭

運輸

2050年需要想定 1,999TWh~2,092TWh
8割程度を再生可能エネルギーで供給

需給安定化

需給調整方策

短期及び中長期における需給調整に資する有望技術の特徴、課題を整理

上げDRプロジェクト

2033年をターゲットに上げDRの可能性を検討
出力制御対応として有効性が高いことが確認されたが、すべての出力制御を解消することはできず、蓄電池等の他の手段も合わせて用いる必要がある

供給

太陽光 728 TWh
● 営農型太陽光発電の推進
● 建物設置の最大化
● 次世代太陽光発電の適用領域の拡大

風力 640 TWh
● 長期の安定的な収入を得る制度設計
● 漁業関係者も含めた地域共生
● 公設民営による基地港湾整備
● 洋上風力発電のサプライチェーン構築・リサイクル産業化・国産メーカーの育成
● 電気運搬船の整備と大水深区域の開発

水力 126 TWh
● 既設ダムの有効活用

地熱 90 TWh
● 大深度超臨界地熱発電の開発
● クローズドループの推進
● 大深度地熱による山腹PVリプレイス

バイオマス 53 TWh
● ウッドサイクルの確立

コンセンサス

一般市民と産業界を対象として定義・方針を検討、下記方策を企画

コンセンサス形成・行動変容

大学生を対象に当イニシアティブのビジョンを伝え、再エネ行動につながるしかけを検討

規制緩和・政策提言

営農型太陽光発電に焦点を当て方針検討、「営農型太陽光発電社会実装コンソーシアム」に参加

●導入場所別太陽光発電想定

- 太陽光全体で、REPOSが示すポテンシャルの1/3程度を実現(特に営農型太陽光発電と建物設置に期待)
- 営農型太陽光は、農地・牧草地・耕作放棄地の5%(25万ha)で実現(変換効率30%、遮光率35%、設備利用率13%で試算)
その他の導入場所は、(一社)太陽光発電協会による試算値をもとに想定

大分類	中分類	導入場所	設備容量(GWAC)	年間発電量(TWh)
建物設置	住宅	戸建住宅	117	133
		集合住宅	19	21
		BIPV※1(住宅)	11	12
	非住宅	商業系建築物	2	2
		公共系建築物	23	26
		産業系建築物	32	36
		その他建築物	26	30
		BIPV(非住宅)	40	45
地上設置	地上設置 (農業除く)	施設用地	15	17
		駐車場	10	11
		道路関連施設	3	4
		空港関連施設	2	3
		鉄道関連施設	2	2
		公園・山林等	5	5
		その他地上	21	24
		農業関連	263	299
水上関連	水上空間等	32	36	
その他設置形態	EV車両	20	22	
合計※2		639	728	

※1 建材一体型太陽光発電

※2 四捨五入誤差のため各項目計が合計に一致しない場合がある

大手企業参入の流れ

- 企業活動における再生可能エネルギー調達のための参入、特にスピード感のある導入が可能な太陽光発電、その中でもポテンシャルの大きい営農型太陽光発電が取り組まれている。
- 政府の「メガソーラー対策パッケージ」により、野立ての開発がこれまで以上に制約されていく中で、地域共生型の再生可能エネルギーとしても営農型太陽光発電に注目が集まるのでは。
- 望ましい営農型太陽光発電の新制度を見通す際には、各自治体と大手企業の連携による事業化というシナリオもあり得る。

再生可能エネルギー主力電源化小委員会

- 本日、経済産業省・資源エネルギー庁による「再生可能エネルギー主力電源化小委員会」の第1回が開催。「再エネ主力電源化に向けた今後の再生可能エネルギー政策」が議論。

本日御議論いただきたい事項①

- 再生可能エネルギーは、脱炭素化に資する国産エネルギー源であり、政府として導入を後押ししてきた。しかし、2012年のFIT制度開始以降、太陽光発電を中心に急速に導入が拡大した一方、地域共生の問題や国民負担の増加が生じるなど、その社会受容性が低下している。特に昨年は、不適切なメガソーラー開発の問題が大きくクローズアップされるなど、地域との共生を前提とした導入の在り方が改めて厳しく問われたところ。
- 他方で、我が国は、すぐに使える資源に乏しく、エネルギー供給の多くを化石燃料の輸入に依存することにより、価格変動リスクや国富流出といった課題を抱えている。今般の中東情勢の悪化は、我が国におけるエネルギー安全保障・安定供給の重要性を再認識する契機。
- 世界では、太陽光発電・風力発電を中心に、再エネの発電コストが急速に低減し、コスト競争力のある電源となっている。昨年には、世界の電源構成に占める再エネの割合が石炭火力を上回るなど、導入が大きく拡大している状況。加えて、諸外国では、中東危機を踏まえた中長期的な対応策として、再エネ導入等の取組の加速化が検討されている。我が国としても、地域との共生と国民負担の抑制を図りつつ、望ましい事業は積極的に促進すべきである。
- 本日の小委員会では、各国の政策動向やエネルギー安全保障・安定供給の確保に再エネが果たす役割等についてシンクタンクから御報告いただき（資料4参照）、改めて再エネ導入の必要性について確認することとしたい。

(参考) 電力の安定供給・エネルギー自給率の向上に向けた取組の方向性

第71回基本政策分科会（2026年6月2日）資料1より抜粋

- 今般の中東情勢を踏まえても、現時点では電力分野への影響は限定的であり、発電に必要な燃料は確保されている。LNGの調達先は多角化され、ホルムズ依存度が低いことに加え、再エネの導入拡大、原子力発電の再稼働による輸入燃料への依存が低減していること等が寄与していると考えられる。
- このため、再エネや原子力といった脱炭素効果の高い電源の最大限の活用・拡大に向けて、地域との共生や安全性の確保、新たな技術開発、サプライチェーンの構築といった取組を進めていく。また、脱炭素電源の拡大に向け、電源投資を促すための事業環境整備を進める。
- 火力発電については、石炭火力の活用がLNGの節約につながる面があるように、複数の選択肢を有していることが、電力の安定供給の観点から有効であることが確認された。また、今後、電力需要増加が見込まれる中、足下の電力供給の約7割を占める火力発電を含め、安定供給のために必要な供給力を将来にわたって確保していくために必要な制度整備を検討していく。
- また、脱炭素電源の活用が進む中、安定供給に必要な調整力の確保に向け、デマンドリスパンスの促進や、蓄電池をはじめとする分散型エネルギーリソースの導入拡大と効率的な活用を促進する。
- 電源・系統への効率的な投資の実現に向けては、需要側と連携した取組が必要。このため、大規模需要の適切な送電網接続に向けた対応を進めるとともに、脱炭素電源の立地地域に進出し、脱炭素電源を活用する需要家の支援をはじめGX戦略地域制度の取組を進める。
- さらに、電力の安定供給を確保しエネルギー安全保障を推進するべく、大規模な地域内・地域間送電線の整備や大規模電源の整備の促進等による供給力の確保等を進めていくため、今国会に電気事業法の改正案を提出。
- これらの取組を通じて、我が国の生活・産業を支える次世代の電力システム構築を進めていく。

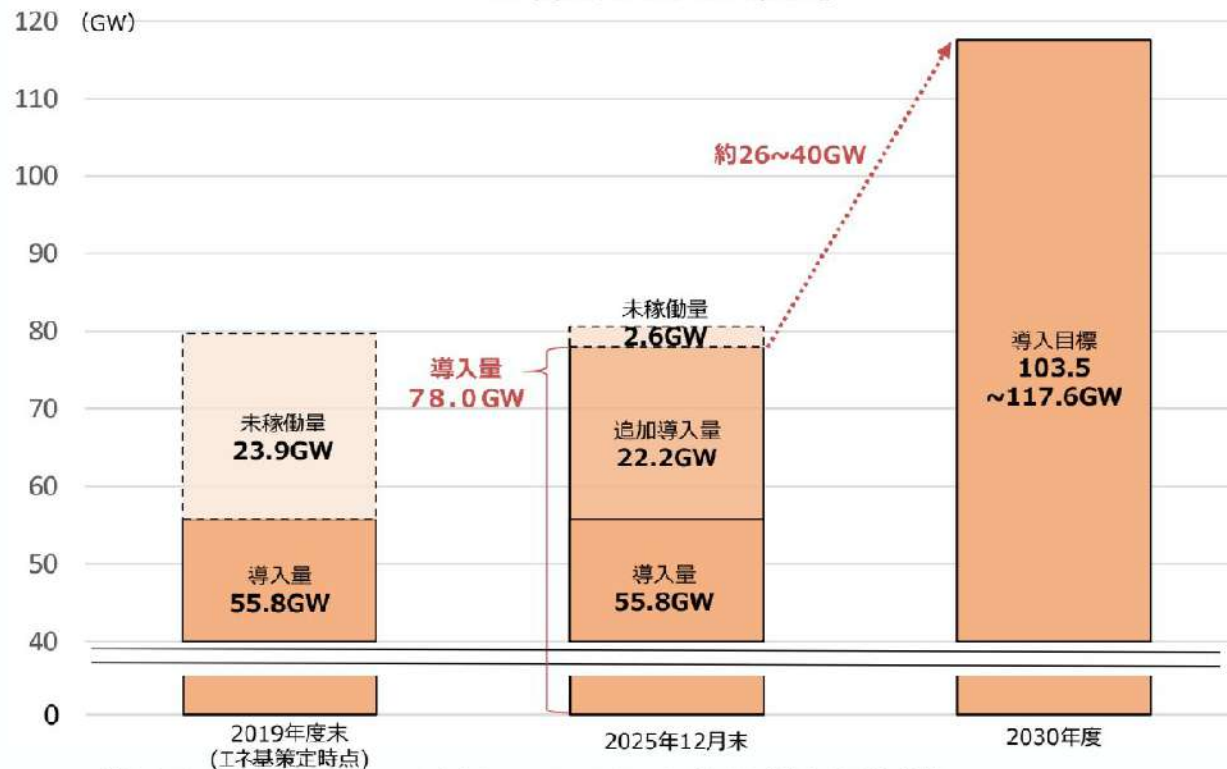
本日御議論いただきたい事項②

- 今後の再エネ政策について、昨年2月に策定された第7次エネルギー基本計画においては、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、関係省庁や地方公共団体が連携して施策を強化することで、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促す方針が掲げられている。我が国におけるエネルギー安全保障・安定供給の重要性なども踏まえ、取組を加速化させる必要がある。
 - 他方、更なる再エネの導入拡大にあたっては、以下のような様々な課題を乗り越える必要がある。
 - 電源横断的な課題
 - 地域との共生等（事業規律の確保や不適切事案に対する法的規制の強化、適切な廃棄・リサイクル、長期安定電源化 等）
 - 国民負担の抑制とFIT/FIP制度からの自立化（コストダウンの実現や、再エネ価値を通じたFIT制度から自立した投資の促進 等）
 - 電力市場への統合（FIP制度の更なる促進や、調整力の確保、電力ネットワークの増強 等）
 - 各電源別の課題
 - 電源種毎に、ポテンシャルの最大限の活用やイノベーションの加速・サプライチェーンの構築 等
 - こうした課題について、第7次エネルギー基本計画に掲げられた取組を中心に、足下の対応状況を御報告させていただくとともに、更なる取組の必要性や今後の再エネ政策の在り方について幅広く御議論いただきたい。
- (※) なお、関係省庁の施策の対応状況については、2030年エネルギーミックスの実現に向けた施策の進捗状況とあわせて、次回の小委員会においてフォローアップを行うことを予定。

太陽光発電の導入状況

- 太陽光発電の2025年12月末時点の導入量は**78.0GW**。直近数年間では**概ね3.5～5GW/年のペースで導入**が進んでいる。**2030年目標（103.5～117.6GW）**の実現には、今後約5年間で26～40GWの導入、すなわち、**5～8GW/年のペースで導入を継続していくことが必要**となる。
- 他方、我が国の**国土面積当たりの太陽光導入容量は、既に主要国の中で最大級**となっており、特に地上設置型について、**今後の導入余地となり得る適地が減少**している。**適地減少等を背景に、FIT/FIP制度の認定容量は足下では減少**している一方で、**導入コストの低減が進み、FIT/FIP制度によらずに事業を実施する形態**も現れてきている。

【太陽光発電の導入状況】



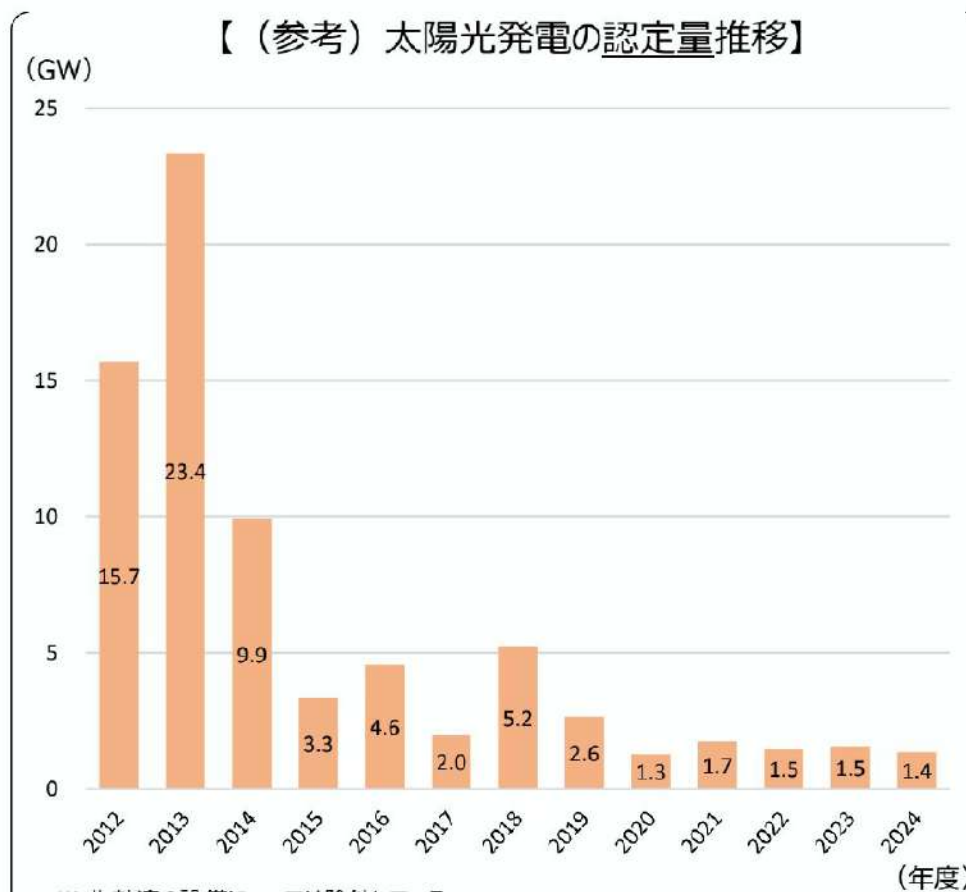
※ 導入量は、FIT前導入量5.6GWを含む。 ※ FIT/FIP認定量及び導入量は速報値。

(参考) 太陽光発電の導入状況 (経年変化)

- 一般送配電事業者の系統接続済容量等を踏まえて推計したFIT/FIP制度によらない導入量を含めると、太陽光発電は、直近数年間は、概ね3.5～5 GW/年程度の追加導入が見られる。



※ 2024年度末時点におけるFIT/FIP認定量及び導入量は速報値。
 ※ 入札制度における落札案件は落札年度の認定量として計上。

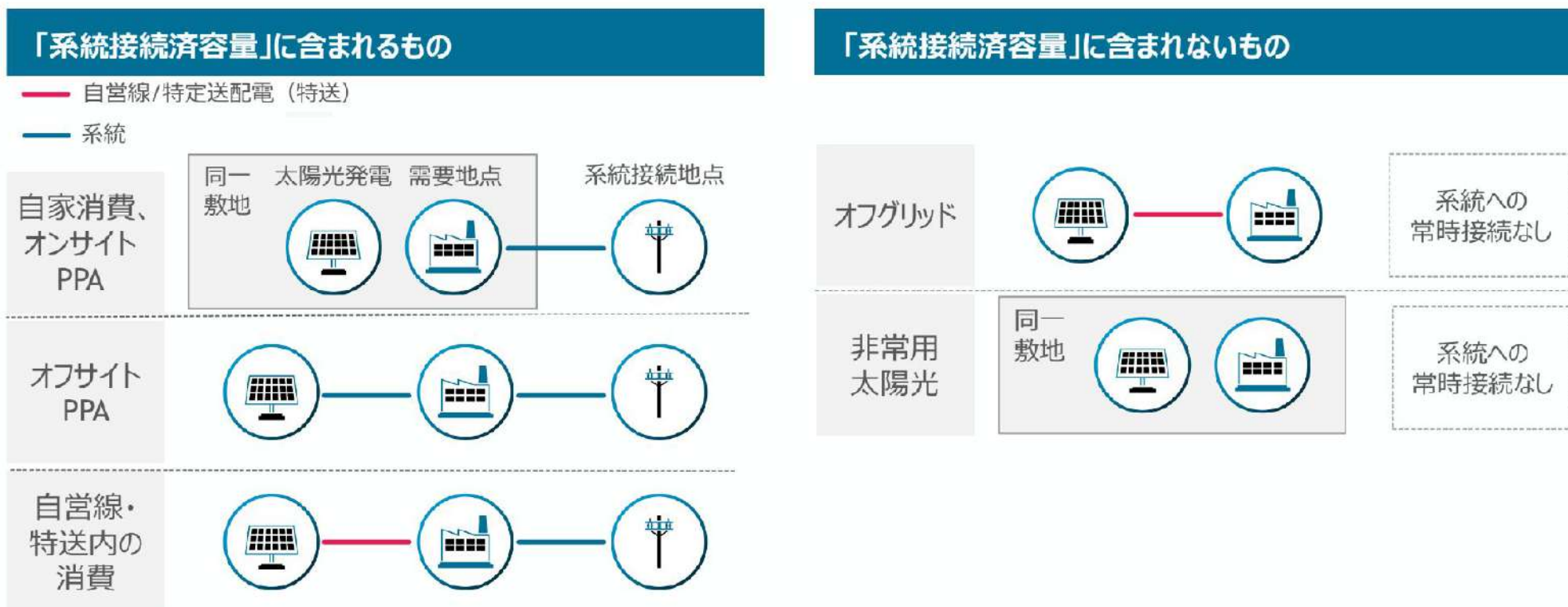


※ 失効済の設備については除外している。

(参考) 系統接続済容量による非FIT/非FIP導入量の推計

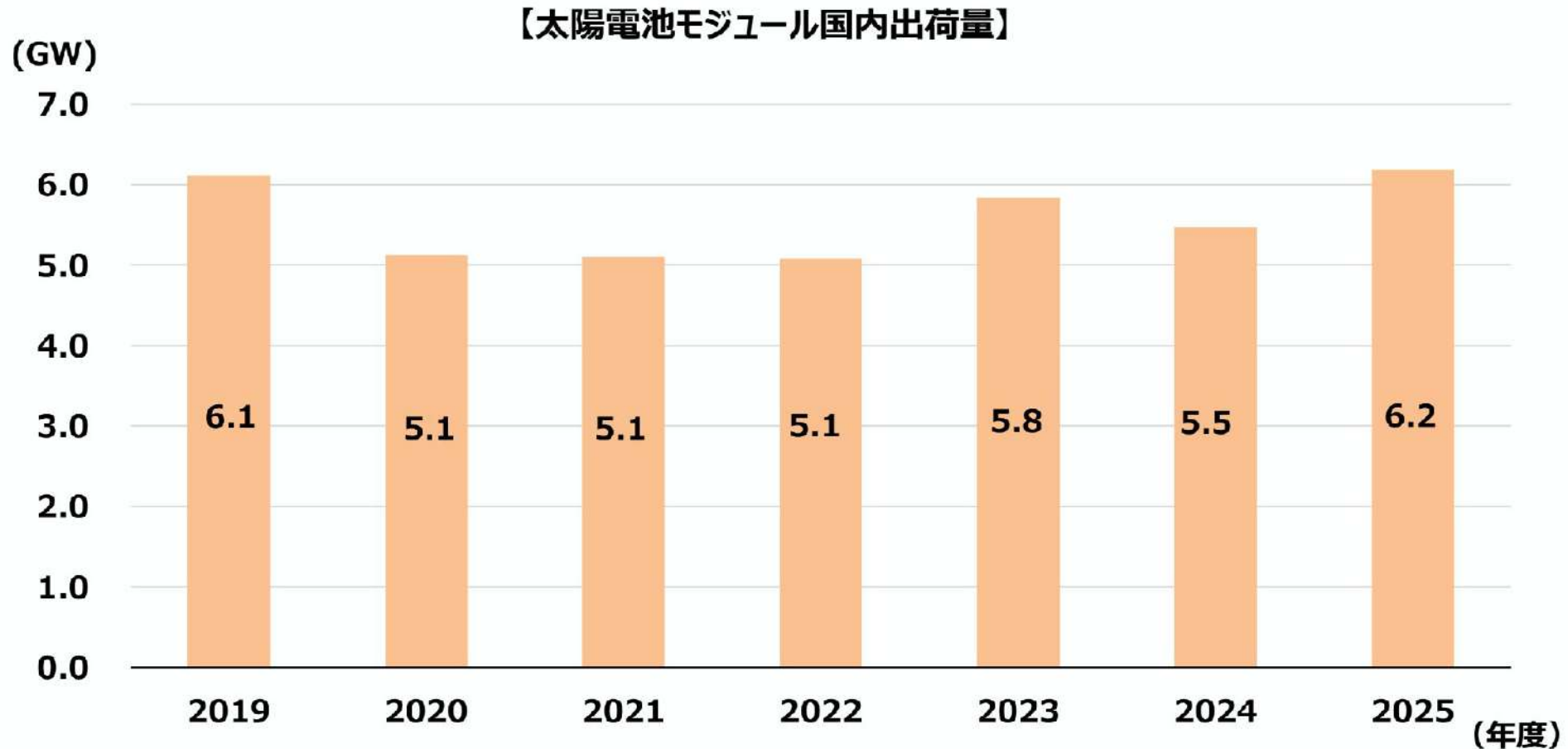
- FIT/FIP制度によらない太陽光発電の導入量（前頁参照）について、**各一般送配電事業者における太陽光発電の系統接続済容量**から、FIT/FIP制度による導入量を控除する方法により、推計を実施。
- この太陽光発電の「**系統接続済容量**」については、系統に常時接続されていない**オフグリッドのものや非常用電源の容量は含まれない**ものの、FIT/FIP制度によらない太陽光発電の導入量の太宗を占めると考えられる、**自家消費やオンサイトPPA、オフサイトPPA等に供される容量はこれに含まれている**。

<系統接続済容量に含まれる太陽光発電のイメージ>



(参考) 太陽光発電の導入状況 (太陽光パネルの出荷統計)

- 事業者団体が公表している出荷統計によれば、**2025年度の太陽光パネルの国内出荷量は6.2GW**。
- FIT/FIP制度による導入量が減少している一方で、太陽光パネルの出荷量は概ね同水準にあることを踏まえると、FIT/FIP制度によらず事業を実施する形態が増加していると考えられる。



メガソーラー対策パッケージの各施策の実行状況（令和8年5月末時点）

3. 地域共生型への支援の重点化

再エネ賦課金を用いた FIT/FIP 制度の支援
【経産省】

- ・事業用太陽光発電（地上設置）について、令和9年度以降、FIT/FIP 制度の支援の対象外とする方針を決定。
- ・3月末に省令・告示改正済み。

次世代型太陽電池の開発・導入の強化
【経産省、環境省、総務省】

- ・公共施設・インフラ空間特化型ペロブスカイト太陽電池の開発・実証のため、GI基金事業の取組拡充を3月6日に決議。また、タンデム型太陽電池の研究開発支援において、2者を採択。
- ・需要家向けの導入支援事業を開始。
- ・政府部門における導入目標策定に向けてペロブスカイト太陽電池に関するポテンシャル調査を実施（関係省庁と調整し、令和8年度夏頃に目標策定予定）
- ・ペロブスカイト太陽電池導入にかかる新たな地方財政措置（令和8年度より実施）について、地方公共団体に周知。

屋根設置等の地域共生が図られた導入支援への重点化
【経産省・環境省・国交省・農水省】

- ・**令和8年度の審議会で、支援の重点化を行う対象等を検討。**
- ・事業者が、工場等における屋根への太陽光発電設備の導入目標等を作成し、屋根への太陽光発電設備の設置状況及び設置余地等を国に報告する制度を構築するため、省エネ・非化石転換法省令を改正済み（令和8年4月1日施行）。

望ましい営農型太陽光の明確化・不適切な取組への厳格な対応【農水省】

- ・望ましい取組の明確化や、不適切な取組への厳格な対応に向けた制度の見直しについて、有識者による検討会を経てとりまとめ。今夏に関係法令の改正を予定。

国等の再エネ電力調達における対応【環境省】

- ・3月13日、環境配慮契約法基本方針の変更を閣議決定。地域共生が図られない発電施設からの電気調達を避ける旨を規定。国・自治体の調達担当者向けに今後実務上の準備の上周知予定。
- ・既に金融機関や企業向けにも取組を呼びかけているところ。

課題と対応（屋根設置太陽光・地上設置太陽光）

<屋根設置太陽光>

- **公共部門**：国が率先して、2030年に設置可能な建築物等の約50%、2040年に設置可能な建築物等の100%に太陽光発電設備を設置するとの目標に対する取組の進捗、及び今後この目標をどのように達成していくのか。【関係省庁の取組】
- 工場・オフィス等の**民間部門**：省エネ・非化石転換法省令を改正し（令和8年4月1日施行）、事業者が、工場等における屋根への太陽光発電設備の導入目標等を作成、屋根への太陽光発電設備の設置状況及び設置余地等を国に報告する制度を構築。
- **初期投資支援スキーム**：2025年度下期から初期投資支援スキームを創設。住宅用太陽光、事業用太陽光（屋根設置）の初期投資の支援を行う期間・価格について、自家消費の促進や国民負担の抑制を前提に、投資回収の早期化効果を最大化。
- **住宅用太陽光**：2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備を設置するとの目標に対する取組の進捗、及び今後この目標をどのように達成していくのか。【関係省庁の取組】
- **住宅用太陽光の買取期間満了に伴う対応（FIT送配電買取）**：2027年度以降、送配電買取の住宅用太陽光が順次買取期間の満了を迎える。送配電買取では買取期間満了に伴い買取契約も終了するため、自家消費や相対・自由契約への移行に向け、更なる周知・広報等の対応につき検討を行う。

課題と対応（屋根設置太陽光・地上設置太陽光）

<地上設置太陽光>


- **促進区域：再生可能エネルギー促進区域の設定**の進捗状況、及び設定を推進するにあたり今後どのように取組を進めていくか。【関係省庁の取組】
- **営農型太陽光等：営農が見込まれない荒廃農地への再エネ導入**の進捗状況、及び今後どのように導入を拡大していくのか。また、**営農型太陽光発電**について、**農業との両立が図られる「望ましい営農型太陽光発電」の検討状況**。【関係省庁の取組】
- **インフラ空間等：空港、道路、鉄道、港湾等のインフラ空間等への太陽光の導入**の進捗状況、及び今後どのように導入を拡大していくのか。【関係省庁の取組】

<共通>

- **地域共生型：事業用太陽光発電（地上設置）**については、最新のコストデータの動向や入札状況等を踏まえ、**2027年度以降、FIT/FIP 制度における支援の対象外**とすることとされた。一方で、**再エネ導入拡大の観点から、屋根設置等の地域との共生が図られた形での太陽光発電の導入を促進していくことが重要**。今後こうした事業に支援を重点化していくことを念頭に、**地域共生が図られた形で導入が期待される太陽光発電の類型等について、詳細の検討を行っていく**。

イラン情勢を踏まえた政策動向の見極め

- 現在、国際的な資源エネルギー情勢は「第三次オイルショック」と言える状況にある。
- 1970年代のオイルショックを契機に、サンシャイン計画がスタートし現在に至る太陽光発電の技術開発などが始まった。
- 本来は半世紀かけて今回のような石油危機に備えてきたはずなのに、それが不十分であることが露見。そうした状況を踏まえて今後のエネルギー安全保障をどう確立していくか、その議論の中での再生可能エネルギーの位置づけが重要になる。



太陽光発電で 次の世代に 豊かな未来を

一般社団法人日本PVプランナー協会